

外国につながる子どもたちを 見守るためのハンドブック

進路保障をするために知っておきたいこと

(在留資格・進学・就職)



公益財団法人三重県国際交流財団

はじめに

三重県内には、外国につながる子どもたちが多く在住しており、MIEF（みえふ：（公財）三重県国際交流財団の略称）には、子どもたちの保護者や学校関係者等から、家庭や健康、発達等に関する相談が寄せられています。なかでも、進学にあたっての教育費用に関する相談、就職に伴う在留資格に関する相談は例年少なくありません。

日本で生活している外国につながる子どもたちが、現在、そしてこれからも日本で安心して充実した生活を送れるように、幼稚園・認定こども園・保育所、小・中・高等学校、特別支援学校それぞれの段階での適切な進路保障が必要です。そのために大人たちが知っておくべきことはたくさんありますが、なかでも、専門的な知識を必要とする子どもたちの国籍や在留資格についてまず理解を深めていただくことを目的として、本ハンドブックを作成しました。

ハンドブックの作成にあたっては、小・中・高等学校において外国につながる児童生徒を担当されている先生方及び行政書士にご協力をいただきました。

子どもたちが抱える課題を把握し、家庭、学校、相談機関等の各機関が連携することにより、子どもたちが安全で安定した学校生活を送れること、また、希望の進路に進んでいけることを願っています。

公益財団法人三重県国際交流財団

もくじ

はじめに	1
外国につながる子どもたちについて知っていただきたいこと	3
幼稚園・認定こども園・保育所、小学校、特別支援学校小学部の先生方に知っていただきたいこと	5
中学校、特別支援学校中学部の先生方に知っていただきたいこと	6
高等学校、特別支援学校高等部の先生方に知っていただきたいこと	9
外国につながる子どもたちの在留資格を知っていますか	14
在留資格についてのQ & A	20
相談機関・窓口	24
資料	26



外国につながる子どもたちについて 知っていただきたいこと

■国籍と在留手続きについて

日本国籍をもたない人（外国人）は、選挙権等を除き原則として日本人と同様の権利・義務を有します。しかし外国人は、入管法(注1)に基づいて居住地を管轄する地方入国管理局(以下、入国管理局という。)での在留手続きが必要であり、これは、未成年の子どもであっても例外ではありません。

また、特別永住者（第二次世界大戦終結前から引き続いて日本に在留する朝鮮半島及び台湾出身者並びにその子孫として日本で出生した者）については、入管特例法(注2)という入管法とは別の法律で在留手続きが決められています。特別永住者の在留手続きは、例外はありますが居住地の市町村の長を通じて行います。

(注1) 出入国管理及び難民認定法

(注2) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法

■在留資格について

日本に入国・在留する外国人に対しては、その活動内容などに応じて入管法に基づいて在留資格と在留期間が決定されます。詳しくは、14 ページ以降の「外国につながる子どもたちの在留資格を知っていますか」をご覧ください。

特別永住者は、入管特例法に基づいて「特別永住者」という法的地位で日本に永住することができます。

■児童生徒の国籍、在留資格、名前の表記について

子どもたちの学校での安全で安定した生活を確保するため、また、進学や就職を支援するため、国籍、在留資格、名前の正式な表記や読み方などを把握する必要がある場合があります。

国籍や正式な名前の表記は、在留カードまたは特別永住者証明書（17、18 ページ参照）で確認することができますが、この場合個人情報保護に十分な配慮が必要です。

学校等から証明書類等を発行する際には、必ず児童生徒の正式な名前の表記をしましょう。名前の一部が表記されていなかったり、苗字と個人の名の順番が異なったりすると、本人を証明する書類として確認できずトラブルの原因にもなります。

■保護者への説明が日本語では難しい場合には

言語によっては通訳派遣の相談ができる市町や県市町教育委員会があります。

また、MIEF には通訳翻訳パートナー制度があり、パートナーの協力により通訳派遣や翻訳をしています（有料）（http://www.mief.or.jp/jp/partner_tsuhyonyaku.html）。

幼稚園・認定こども園・保育所、小学校、特別支援 学校小学部の先生方に知っていただきたいこと

■就学手続きについて

外国籍の児童が就学（編入）する際には、原則として日本の児童と同様に、年齢により学年が決められます。

児童の受入の面接の際には、児童の状況に応じた適切な指導をするためにも、本人の正式な名前の表記、入国年月日、滞在経歴、在留資格、在留期間等、可能な範囲で児童の経緯や状況を把握する必要があります。

また、保護者の中には、日本の学校制度を知らない人もいます。三重県教育委員会のHPに外国人等保護者のための学校ガイダンス「日本の学校は、こんなところ」が、日本語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、韓国語、英語、タガログ語で掲載されています（巻末資料参照）。

■外国人生徒等に係る特別枠入学者選抜について

三重県内の高等学校には、日本入国後の在留期間が6年以内の外国籍を有する生徒が対象となる特別枠入学者選抜のある学校もあります。この場合、小学校3年生以前に入国した児童生徒は対象とならないことがありますので、注意が必要です。



中学校、特別支援学校中学部の先生方に 知っていただきたいこと

■中学校等卒業後の進路について

中学校等卒業後の進路は、高等学校、高等専門学校、専修学校、就職などさまざまです。外国につながる生徒たちの能力や適性を発揮した進路選択ができるよう、生徒や保護者に卒業後の進路に関する情報を早めに提供する必要があります。

■「高校進学ガイダンスガイドブック」、「高校進学ガイダンス」の活用について

高等学校進学にあたっては、検査を受けて合格しなくてはいけないこと等、日本の入学者選抜の制度について知らない保護者もいます。

外国につながる生徒や保護者を支援するため、三重県教育委員会と MIEF が共同で「高校進学ガイダンスガイドブック」（日本語、ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、フィリピン語、インドネシア語、韓国朝鮮語、タイ語）を編集しています。詳しくは、MIEF の HP をご覧ください（巻末資料参照）。

また、県内各地で市教育委員会等の主催による外国につながる児童生徒とその保護者を対象とした「高校進学ガイダンス」が開催されています。

■県立高等学校入学者選抜について

保護者とともに三重県内に居住している者で、日本入国後の在留期間が6年以内の外国籍を有する生徒が対象の選抜、外国に引き続き1年を超える期間在留して帰国し、帰国後3年以内の生徒が対象の特別枠入学者選抜を実施している学校もあります。

詳細については、生徒の応募年の「三重県立高等学校入学者選抜実施要項」をご確認ください。また、検査内容については、各高等学校にご確認ください。

特別枠選抜を実施しているのは一部の学校であり、特別枠選抜のあるなしにかかわらず入学者選抜に合格するだけの日本語能力と学力を修得する必要があります。

■奨学金について

高等学校進学にあたり、教育費用を用意する必要があることなどを知らない保護者も少なくありません。奨学金制度や教育ローン等に関する情報を生徒や保護者に伝えてください。これらの情報については、MIEFのHPに掲載の「高校進学ガイダンスガイドブック」に記載されています。

なお、保護者の中には、奨学金は返済の義務がないと誤解している場合がありますので、注意が必要です。

■高等学校進学後の学費の支援制度について

三重県教育委員会では、高等学校等における教育費負担を軽減するために、3つの支援制度があります。授業料を助成する「就学支援金」、返済不要の給付金である「奨学給付金」および無利子の貸付金である「修学奨学金」です。制度概要について英語、ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、中国語の資料があります。

また、三重県内各市町の奨学金制度や三重県の他の奨学金、財団等の奨学金制度や国の教育ローン、日本学生支援機構（大学、短期大学、高等専門学校、専門学校などの奨学金）などの情報が県教育委員会のHPにあります（巻末資料参照）。

■就職について

就職に伴い、就労可能な在留資格への変更が必要な場合があります。詳しくは、12 ページ（「■就職について」）をご覧ください。



高等学校、特別支援学校高等部の先生方に 知っていただきたいこと

■「在留カード」または「特別永住者証明書」の更新

在留カードの有効期限は、16 歳未満の「永住者」の場合は 16 歳の誕生日、「永住者」以外の在留資格の場合は在留期間の満了日か 16 歳の誕生日のいずれか早い方となります。在留資格の種類を問わず、有効期限が到来する前に入国管理局において在留カードの更新申請をしなければなりません。

特別永住者証明書の有効期限は、16 歳未満の場合は 16 歳の誕生日です。16 歳以上の高校生については、有効期間の更新申請をして新たな特別永住者証明書を交付された場合は、旧特別永住者証明書の有効期間満了後の 7 回目の誕生日まで、また、有効期間の更新申請以外の理由で新たな特別永住者証明書が交付された場合は、その届出や申請をした日の後の 7 回目の誕生日までです。特別永住者証明書の有効期間の更新は、居住地の市区町村役場において申請します。

なお、在留カード及び特別永住者証明書とも、16 歳未満の場合は、16 歳の誕生日の 6 か月前から誕生日までに（16 歳以上は有効期間の末日の 2 か月前から末日までに）、本人または代理人等（16 歳以上の同居の親族等）が有効期間更新申請を行ってください。また、有効期間の更新申請に際して、16 歳未満の場合は写真の提出は不要です。

■海外への修学旅行等について

16歳以上の外国籍の人が日本に入国する際、また、日本在住の16歳以上の人が日本から出国し、再入国をする際には、空港での指紋及び顔写真の提供が必要です。ただし、修学旅行等の教育旅行に参加する外国籍の生徒については、入国管理局に対して学校の長が身元保証を行う旨の通知をした場合は、再入国時の指紋及び顔写真の提供を免除されています。生徒が戸惑うことがないように事前の手続きと再入国時の注意が必要です。

■～進学等に向けて～

高等学校等卒業後の進路は、大学、短期大学、専修学校、就職などさまざまです。外国につながる生徒たちの能力や適性を発揮した進路選択ができるよう、生徒や保護者に卒業後の進路に関する情報を早めに提供する必要があります。

■～進学に向けて～母語を活かす方法について

大学入試センター試験での外国語については英語、ドイツ語、フランス語、中国語、韓国語の中から1科目を選択して受験することができます。

外国人特別枠入試やAO入試などは大学によって試験の内容や制度が異なりますので、個別に確認してください。

■～進学に向けて～奨学金について

大学や専修学校に合格したけれど、入学金や学費が払えず進学を断念するケースがあります。奨学金制度や教育ローン等に関する情報を伝えましょう。

日本学生支援機構の奨学金では貸与型の奨学金を申込みときに保証人が見つからない場合は、日本学生支援機構の指定している保証機関に保証してもらうことを希望することができます。その場合、保証料が必要で、毎月の奨学金から差し引かれます。

なお、保護者の中には、奨学金は返済の義務がないと誤解している場合がありますので、注意が必要です。

■アルバイトについて

外国籍の生徒がアルバイトをする際に、在留資格を聞かれることがあります。また、日本人と外見や名前が異なることでなかなか採用に至らないこともあります。困ったときには、学校や公的な相談窓口で相談できることを教えてあげてください。

なお、在留資格が「永住者」、「定住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「特別永住者」である生徒の場合、就労の制限はありませんが、「家族滞在」、「留学」等の在留資格を有する高校生の場合、アルバイトをする前に入国管理局で「資格外活動許可」の申請を行い、許可を受ける必要があります。この場合、就労時間は1週につき28時間以内に制限されます。

■就職について

就職に伴い、就労可能な在留資格への変更が必要な場合もあります。早めに確認をしておくことが必要です。就労の可否については14、15ページの表1をご覧ください。

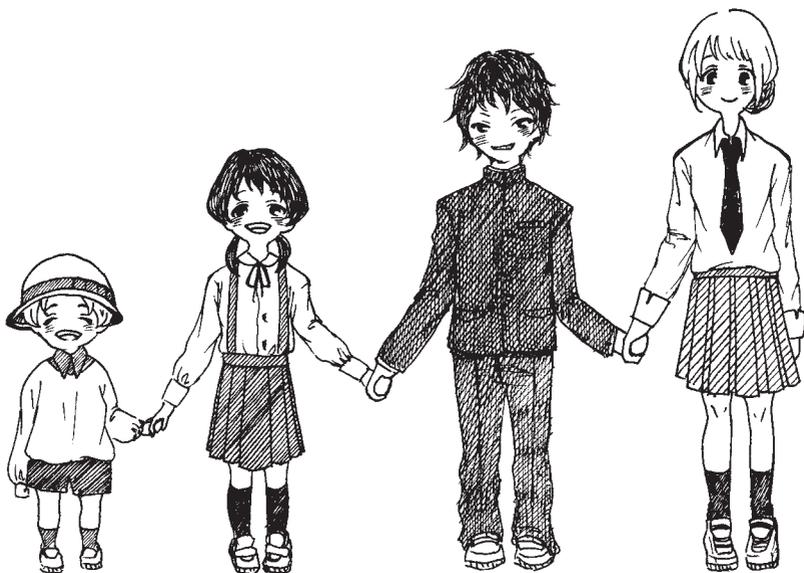
また、在留カードには「就労制限の有無」について記載がありますが、就職希望の会社に在留カードの原本を提出することはできません。その代わりに、入国管理局で交付された「就労資格証明書」を履歴書に添付することで、その会社での就労が可能であることを証明することができます。この証明書は、未成年の場合、保護者が代理で申請することができ、原則として即日発行されます。

県・市町職員、公立学校教員といった地方公務員の場合、警察・消防・獣医師などの職種の採用試験には「日本国籍の者に限る」という条件（国籍条項）があり外国人（日本国籍ではない人）は受験できません。また、一般行政職、公立学校教員などの職種については、採用試験の受験資格があり正規採用の道も開かれています。一般的に昇任や担当できる職務に制限があります。自治体によって扱いが異なりますので、あらかじめ確認しておく必要があります。

一方で外国籍の生徒も医師、看護師、保育士、美容師、介護福祉士などの資格をとることができます。これらの試験は国籍を問いません。

三重県では「外国人の子どもに向けたキャリアガイド（職業案内）」を作成しています（ポルトガル語、スペイン語、英語、

中国語、フィリピン語の翻訳版があります。巻末資料参照)。



外国につながる子どもたちの在留資格を 知っていますか

■在留資格とは

入管法には 27 種類の在留資格が定められています。日本に
入国・在留する外国人は、その活動内容などに応じて在留資格
と在留期間が決定されます。

上記の入管法に規定される在留資格のほか、「特別永住者」
の在留資格が入管特例法に基づいて定められています。「特別
永住者」は入管法の適用が縮減されており、就労の制限もあり
ません。

表 1 入管法に規定されている在留資格一覧※（抜粋）

在留資格名	内容	在留期間	就労
永住者	法務大臣が永住を認める者	無期限	◎
定住者	日系人とその配偶者等、中国 残留邦人等、日本人の実子を 扶養する者等	6 月～5 年	◎
永住者の 配偶者等	永住者の配偶者、永住者等 の子として日本で出生した者	6 月～5 年	◎
日本人の 配偶者等	日本人の配偶者、特別養子、 日本人の子として出生した 者	6 月～5 年	◎
家族滞在	「技術・人文知識・国際業 務」、「技能」等就労の在留資 格をもって在留する者の扶 養を受ける配偶者または子	3 月～5 年	△

在留資格名	内容	在留期間	就労
短期滞在	日本に短期間滞在して行う観光、親族の訪問等	15 日以内 ～90 日	×
留学	日本の大学、専修学校、高校等の機関において教育を受ける活動	3 月～4 年 3 月	△
技術・人文知識・国際業務	日本の公私の機関との契約に基づいて、自然科学や人文科学の知識を必要とする業務、または外国の文化に基礎を有する思考・感受性を必要とする業務に従事する活動	3 月～5 年	○ 左記の活動
技能	日本の公私の機関との契約に基づいて、外国料理の調理、貴金属等の加工、ワインの鑑定等産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動	3 月～5 年	○ 左記の活動

就労 ◎…制限なしで可能

○…在留資格に定められた範囲で就労が認められる

△…資格外活動許可が必須

×…不可能

※出典：入国管理局 HP（2015 年 6 月時点）

■在留カード（図1）・特別永住者証明書（図2）

在留カードは、法務大臣が我が国に中長期間滞在できる在留資格及び在留期間をもって適法に在留する者であることを証明する「証明書」です。在留カードは、中長期在留者に該当する外国人が日本へ入国したときまたは在留期間を更新したときなどに入国管理局から交付されます。在留カードには、氏名、生年月日、性別、国籍・地域、住居地、在留資格、在留期間、就労の可否など、法務大臣が把握する情報の重要部分が記載されています。16歳以上の場合には顔写真が表示されます。また、在留カードは常時携帯することが義務付けられていますが、16歳未満の場合は常時携帯義務が免除されます。

特別永住者証明書は、特別永住者の法的地位等を証明するもので、出生時などに居住地の市区町村に申請することで交付されます。特別永住者証明書には、氏名、生年月日、性別、国籍・地域、住居地、有効期間の満了日などの情報が記載されています。特別永住者証明書については、居住地の変更、記載事項の変更届出、有効期間の更新等の申請は、居住地の市区町村役場で行います。また、16歳以上の場合には顔写真が表示されません。特別永住者証明書については、常時携帯義務はありません。

なお、再入国許可の有効期間は、在留期間の範囲内で、5年間（特別永住者は6年間）を最長として決定されます。

みなし再入国許可の有効期間は出国の日から1年間ですが（特別永住者は2年間）、在留期限が出国の日から1年を経過する前に到来する場合には、在留期限までとなります。

図1 在留カード（見本）

日本国政府 GOVERNMENT OF JAPAN		在留カード RESIDENCE CARD		番号 No. AB12345678CD
氏名 TURNER ELIZABETH NAME				
生年月日 DATE OF BIRTH	1985年12月31日 Y M D	性別 SEX	女 F	国籍・地域 NATIONALITY/REGION
米国				
住居地 ADDRESS	東京都千代田区霞が関1丁目1番1号霞が関 Heights 202号			
在留資格 STATUS	留学 College Student			
就労制限の有無		就労不可		
在留期間（満了日） PERIOD OF STAY (DATE OF EXPIRATION)	4年3月（2018年10月20日） Y M Y M D			
許可の種類	在留期間更新許可（東京入国管理局长） ◆MOJ◆			
許可年月日	2014年06月10日	交付年月日	2014年06月10日	
このカードは 2018年10月20日まで有効 です。 PERIOD OF VALIDITY OF THIS CARD				
				法務大臣 大臣印

表面

住居地記載欄		
届出年月日	住居地	記載者印
2014年12月1日	東京都港区港南5丁目5番30号	東京都港区長
資格外活動許可欄 許可：原則週28時間以内・風俗営業等の従事を除く		在留期間更新等許可申請欄 在留資格変更許可申請中

裏面

■在留期間の更新・在留資格の変更

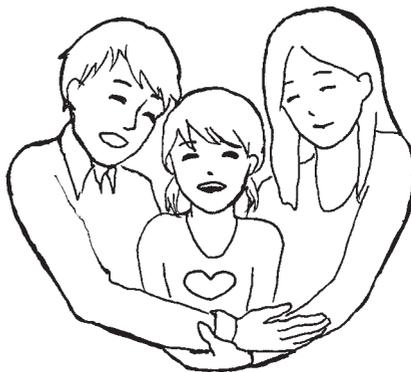
在留資格は、「永住」および「外交」を除き、5年以内の在留期間が決定されますので、在留期限の到来する前に在留期間更新許可申請を行わなければなりません。また、許可されている在留資格の活動とは別の在留資格に属する活動を行おうとする場合は、原則として在留資格変更許可申請または資格外活動許可申請を行う必要があります。

在留期間の更新、在留資格の変更の申請は、入国管理局で行います。

なお、住居地の変更の届出や、在留資格によっては勤務先変更等の各種届出を定められた期間内に行わないと罰則規定が適用される場合があります。

■在留資格の確認

子どもたちの進学や就職を支援するうえで、教職員は名前の正式な表記、国籍、在留資格などを把握する必要がある場合があります。公立小・中・高等学校等の教職員が本人や保護者に在留資格の確認を求めることは、「正当理由」に基づく行為であり、プライバシーの侵害にはあたりません。ただし在留カードの写し等の情報を学内で保存する場合は、個人情報保護に十分な配慮が必要です。



在留資格についてのQ&A

Q 1. 将来も日本で生活していきたいと希望する児童生徒がいます。何か手続きが必要ですか？

A 1. 児童生徒の在留資格が、「永住者」、「定住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」の場合は、在留資格該当性等に変動がない限り、日本で継続して在留することができます。

「家族滞在」の場合は、保護者が本国に帰国したりすると、その児童生徒は日本で在留を継続することはできません。そこで、在留資格を就労の在留資格または定住者等へ変更することで、保護者と独立して日本での生活を継続することができます。留学の在留資格で就職等を希望する場合は、就労先での活動内容に適合した在留資格に変更する必要があります。日本人と同様に将来に亘り安定した生活を希望し、永住者の要件を満たす場合は、永住者の在留資格を申請することができます。

Q 2. 「在留資格」を変更する場合はどうしたらいいですか？

A 2. 在留資格許可申請書とそれぞれの在留資格に応じた必要書類を準備して、入国管理局へ申請します。申請は、申請人またはその保護者が代理人として申請を行うこと

ができます。

なお、在留資格ごとに審査基準が定められているので、在留状況などに変動があった場合は、予め外国人の相談窓口や入国管理局で相談して申請すると安心です。

Q 3. 在留期間を超えてしまった児童生徒はどうすればよいですか？

A 3. 在留期限を超過した者や在留資格を有していない者(不法滞在者)に対しては、退去強制手続が執られます。不法滞在になった理由・事情などにより在留が特別に許可される場合があるので(在留特別許可)、外国人の相談窓口等で相談のうえ速やかに入国管理局へ出頭しなければなりません。

Q 4. 家族滞在の高校生はアルバイトができますか？

A 4. できますが、入国管理局へ資格外活動許可を申請し許可を受けなければなりません(この許可を受けずに就労すると、生徒だけでなく雇用主も罰則の対象となる場合があるので注意が必要です)。また、許可を得ていることを伝え、雇用主も安心して労働契約を結べるという利点があります。

Q 5. 帰化するにはどうしたらいいですか？

A 5. 帰化をするためには国籍法に基づき様々な条件が定められており、申請人の身分関係等によってその条件も異なります。帰化を希望する場合は、まず保護者と相談して住所地を管轄する法務局または地方法務局（以下、法務局という。）で相談するようにしてください。

Q 6. 日本人の父から認知された子どもは日本国籍を取得することができますか？

A 6. 未婚の日本人父と外国人母との間に生まれた子どもは、日本人父から胎児認知されている場合には、出生によって日本国籍を取得します。

子どもの出生後に日本人父が認知した場合には、子どもが未成年であること等一定の要件を満たしていれば、法務局へ届け出ることによって日本国籍を取得することができます。

日本国籍留保の届出をしなかったことによって日本国籍を喪失した子どもの場合も、一定の要件を満たしている場合には、法務局へ届け出ることによって、日本国籍を再取得することができます。

日本国籍の取得は子どもにとって極めて重要な問題ですが、認知の方法等法律的な知識も必要になりますので、外国人の相談窓口や行政書士等の専門家に相談することをお勧めします。ただし、家族の身分関係などプライバ

シーに関わる問題でもありますので慎重な対応が必要です。

Q 7. 外国につながる子どもの親（両親のうち一方が日本国籍、もう一方が外国籍）の離婚に際して、教職員が知っておくべきことはありますか？

A 7. 日本人父と外国人母が離婚した場合、母の在留資格と子どもの国籍を確認してください。確認は、口頭よりも書類（戸籍謄本）で行うほうが確実です。母の在留資格が「永住者」または「定住者」等の場合、その母は日本での在留を継続することができますが、母の在留資格が「日本人の配偶者等」の場合、離婚により母の在留資格が取り消される場合があります。しかし、子どもが嫡出子または日本人父に認知された非嫡出子で、且つ子どもの親権が母の場合は、日本人の実子を扶養する外国人親として、その母は「定住者」の在留資格に変更できる場合があります。

外国人と日本人との婚姻や離婚については、その外国人の本国法が関係する場合があります、離婚の場合は裁判上の手続きが必要になることもあります。保護者が、離婚・再婚に関して何らかの問題を持っている場合は、外国人の相談窓口や行政書士等の専門家に相談することを勧めてください。

相談機関・窓口

外国人住民のための相談窓口

- （公財）三重県国際交流財団（月～金※ 9：00～17：00）
津市羽所町 700 アスト津 3 階
TEL059-223-5006

在留資格等に関する手続き・相談機関

- 名古屋入国管理局（月～金※ 9：00～16：00）
愛知県名古屋市港区正保町 5-8
TEL052-559-2150

- 名古屋入国管理局四日市港出張所（月～金※ 9：00～16：00）
四日市市千歳町 5-1 四日市港湾合同庁舎
TEL0593-52-5695

- 外国人在留総合インフォメーションセンター
（月～金※ 8：30～17：15）
愛知県名古屋市港区正保町 5-18
TEL0570-013904

- 三重県行政書士会
（毎月第 2 木曜日に定例無料相談会/事前連絡が必要）
津市広明町 328 津ビル 2 階
TEL059-226-3137

ポルトガル語による教育相談

●三重県教育委員会小中学校教育課（月～金※ 9:00～14:00）

津市広明町 13 番地

TEL059-224-3150 E-mail: portugal@pref.mie.jp

※祝祭日を除く



資料

外国人児童生徒受入の手引（文部科学省発行）

- 外国人児童生徒を受入れるにあたり、学校管理職、日本語指導担当教員、在籍学級担任、県市町教育委員会それぞれの役割について掲載。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/002/1304668.htm

外国人児童生徒のための就学ガイドブック （文部科学省発行）

- 日本の学校への入学手続きについて掲載。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1320860.htm

外国人児童生徒受入ガイドブック（三重県教育委員会発行）

- 外国人の児童生徒を受け入れる学校に必要な体制や、保護者への学校生活等の説明事項等を掲載。

<http://www.pref.mie.lg.jp/GAKOKYO/HP/61246025582.htm>

外国人等保護者のための学校ガイダンス「日本の学校は、 こんなところ」（三重県教育委員会発行）

- 日本の学校制度について掲載。

<http://www.pref.mie.lg.jp/GAKOKYO/HP/27427025524.htm>

高校進学ガイダンスガイドブック

(三重県教育委員会・三重県国際交流財団共同編集)

- 三重県の高校入試制度等について掲載。

http://www.mief.or.jp/jp/guidance_guidebook.html

外国人の子どもに向けたキャリアガイド（職業案内）

(三重県環境生活部発行)

- 外国人の子どもに向けたキャリアガイド（職業案内）について掲載。

<http://www.pref.mie.lg.jp/TABUNKA/HP/49135032696.htm>

三重県環境生活部 多文化共生課 TEL059-222-5974

高等学校の就学支援制度やその他奨学金制度

(三重県教育委員会)

- 三重県高等学校の就学支援制度やその他奨学金制度等について掲載。

<http://www.pref.mie.lg.jp/KYOZAIMU/HP/singakusien/>

三重県 教育委員会事務局 教育財務課 修学支援班

TEL059-224-2940

JASSO（独立行政法人日本学生支援）

- 奨学金について掲載。

<http://www.jasso.go.jp/>



ハンドブック作成 実行委員（敬称略）

- 西村 忠祐 （四日市市立笹川東小学校）
杉本 直樹 （鈴鹿市立神戸小学校）
野津 亜衣 （桑名市立光陵中学校）
藤森 照美 （伊賀市立緑ヶ丘中学校）
赤沼 寛子 （三重県立白子高等学校）
浦山 美和子 （三重県立松阪商業高等学校）
稲垣 正文 （三重県行政書士会 行政書士）

参考文献

- 『外国につながる子どもの未来を支えるために～5年後、10年後を見据えて成長を見守るヒント～』（公益財団法人かながわ国際交流財団）
『外国につながる生徒の進路保障～進学・就職・在留資格～』多文化共生の都立学校をめざして（第3集）（東京都高等学校教職員組合）

イラスト

- 三重県立飯野高等学校
伊藤 瞳
北村 心
武内 紫帆
内藤 ヒナキ



2016年10月28日 初版第1刷発行

発行 公益財団法人三重県国際交流財団

三重県津市羽所町700 アスト津3階

TEL 059-223-5006 FAX 059-223-5007

URL <http://www.mief.or.jp>

印刷・製本 伊藤印刷株式会社

